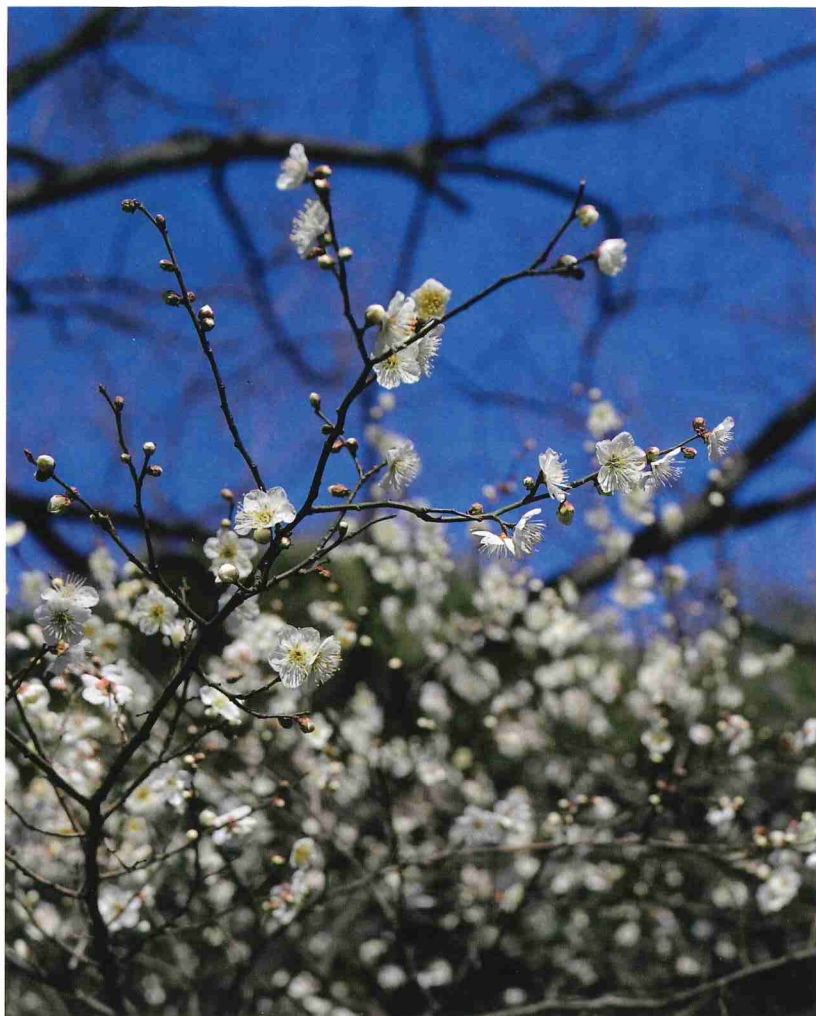




うめ

花みずき



BEST MANAGEMENT

公認会計士・税理士
経営コンサルタント

安 蒜 俊 雄

〒271-0046

松戸市西馬橋蔵元町93

Phone: 047(341)8811

Fax : 047(341)8080

◆ 2月の税務と労務

国 税／令和6年分所得税の確定申告

2月16日～3月17日

(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)

国 税／贈与税の申告

2月1日～3月17日

国 税／1月分源泉所得税の納付

2月10日

国 税／12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

2月28日

国 税／6月決算法人の中間申告

2月28日

国 税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間
申告(年3回の場合)

2月28日

国 税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人
税の確定申告及び納付

2月28日

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日

23日・天皇誕生日 24日・振替休日

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

地方税／固定資産税(都市計画税)第4期分の納付

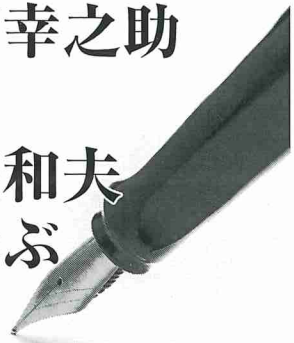
市町村の条例で定める日



e-Tax機能の充実化

昨年より、e-TaxのWEB型ソフト「WEB版」と「SP版」が、「e-Taxソフト(WEB版)」に統一され利用しやすくなっています。また、マイページから確認できる情報の拡充や、スマホ用電子証明書に対応しマイナンバーカードを読み取らなくてもスマホ申告が可能になるなど、機能の充実化が進められています。

松下幸之助 と稲盛和夫 に学ぶ



松下氏と稲盛氏の両氏には、経営者として国民的人気があり、後世に残された多くの資料から学ぶことができます。

「苦しいこと、辛いこと、いろいろとある。程度の差こそあれ誰にでもある。自分だけでは。そんな時にどう考えるか、どう処置するか」等々において、両氏の生き方にヒントを得たいと考える人は多い。

松下・稲盛流「人生、経営」を統合して考え、研究しているM氏は、両氏に学べば学ぶほど「群盲象を評す」(※)という言葉が分かってきたと話します。

※ 群盲象を評す…むかし盲目

の人達が大きな象に触れました。すると、彼らは鼻、尻、尾、足、耳などの一部だけをさわって、象の姿を思い浮かべたのです。そこで、ある者は細い縄のようだと、また、ある者は大きな臼のようだと思いこんだのです。象の一部を知って全体を知らないという寓話。しかし、どれも間違っておらず正しい主張です。凡人が大人物、大事業を理解しがたい有様の比喩。

さて、松下哲学と稲盛哲学について学ぶ前に、両氏の出会いに触れておきます。

松下氏の経営哲学に「ダム式経営論」があります。この経営論の要旨は、

外部の様々な環境変化等々があっても、いわばダムのように臨機応変、適切にこれに対応し、安定的な発展を遂げていくことができるような適正な余裕というものが設備や資金、在庫、人材、技術、商品開発といった経営のあらゆる面に必要であり、そういう経営をしていくことが重要。

という主旨です。

その講演を何百人という様々な経営者の方が聞いていて、講演が終わって質問応答の時間になったときに、一人の参加者が「成功者の松下さんと違ってダムを造る余裕など私にはありません。どうしたらそのようなダムができるのかその方法を教えてください」というような質問をされました。

これに対して松下氏は苦笑を浮かべ、一瞬の間をおいてからポツリと「そら、やっぱしダム式経営をやるうと思わんといかんでしょうなあ」と答えられた。

その具体性のない回答にがっかりしたような声や失笑などが聞こえてきたが、稲盛氏は体に電流が走るような衝撃を受け、「やろうと思つたつてできませんのや。なにか簡単な方法を教えてくれ」というふうな、そういう生半可な考えでは事業経営はできない。「できる、できない」ではなしに、まず、「そうでありたい、オレは経営をこうしよう」という強い願望を持つことが大切だ、そのことを松下さんは言っておられるんだ。そう感

じた時、非常に感動しました。

と話しています。稲盛氏は「思うこと」「強い思い」の重要性を考え、それを出発点として実践していくことになりました。

話を本論に進めていきたいと思いますが、経営者は成功を収め、苦境・不況をいくつも乗り越えていかなければなりません。業績だけを振り返って、それだけで経営を見ていくのは限度があります。そこに「松下氏、稲盛氏はどのように乗り切ったのか、どうしたのか」、ヒントを得たいと考えます。

I 松下幸之助

不況の心得十カ条

1960年頃から家電業界は高度成長期に伴って業績を伸ばしましたが、64年10月の東京オリンピックが終わると一転、不景気となつていきます。

同年(昭和39年)全国販売会社・代理店社長懇談会、いわゆる「熱海会談」(7月9日〜7月11日)が開催されます。社長を退き会長に就いた松下氏はその後、営業本部長代行として現場復帰します。

松下氏は1964年4月に取引先銀行からも「松下電器産業(株)の販売店は在庫過多である、メーカーの押し込み販売がある、伝票だけの空売りもあるようだ」と指摘を受けていました。

会談は議題を持たず徹底的な話し合いの場となりました。松下氏が正面に座り、対面には参加者全員に顔が見えるように一人置きに参加者は座ることになります。厳しい指摘に、会社の非を認め謝罪。涙を流しながらも何としても改革をやり遂げると約束。そして、最後は満場の拍手。

これらの改革は、翌年の1965年2月にスタートします。

さて、不況克服の心得十カ条

第1条 「不況またよし」と考える

第2条 原因に返って、志を堅持する

第3条 再点検して、自らの力を正しくつかむ

第4条 不退転の覚悟で取り組む

第5条 旧来の慣習、慣行、常識を打ち破る

第6条 時には一服して待つ

第7条 人材育成に力を注ぐ
第8条 「責任は我にあり」の自覚を

第9条 打てば響く組織づくりを進める
第10条 日頃からなすべきをなしておく

これらの原理・原則は「禍を転じて福となす」ことを表していると思います。また「かつてない難局はかつてない発展の基礎になる」という積極主義が出ているのではないかと考えます。

II 稲盛経営12カ条

稲盛氏の願望、達成、実現のエッセンスは著書にも様々記されています。

願望を成就につなげるためには並に思ったのではダメです。すさまじく思うことが大切。漠然と「そうできればいいな」と思う生半可なレベルではなく、強烈な願望として、寝ても覚めても四六時中そのことを思い続け、考え抜く。：切れば血の代わりに「思い」が流れる。それほどまでにひたむきに、強く一筋に思うこと。そのことが物事を成就させる原動力になるのです。

稲盛氏の著書はいろいろ書いてあり、これだと思うものを捉えにくい面もあります。

しかし、JAL再建の根本理念(JAL破綻は2010年1月19日。2月1日に稲盛氏は会長を受諾し就任)についても、「思うこと」「強い思い」の重要性が凝縮されています。

再建時の言葉、

新しき計画の成就是只不屈不撓の一心にあり。さらばひたむきに只想え。気高く強く一筋に。

です。このスローガンは京セラのスローガンでもあり、JALの経営においても実践されています。

稲盛氏は大義の言葉を常に確認、自己認証しながら(結果的に、いわば自己暗示の言葉にも)、心にありありと未来のその映像を映し出す。そこで活躍する自分や会社の姿をイメージしながら強く潜在意識に記録、印象付けされるかのようにする。それは、あたかも自分が映画の主人公になっているような具体化、カラーの映像でありありと匂いまで付いて、細部に至るまで、これができるようになる

と、その事業は成功すると稲盛氏は考えます。

では、稲盛経営のエッセンスは、自身の京セラ経営やJAL再建にも実施された「稲盛経営12カ条」ですが、以下の通りです。

第1条 事業の目的、意義を明確にする

第2条 具体的な目標を立てる

第3条 強烈な願望を心に抱く

第4条 誰にも負けない努力をする

第5条 売上を最大限に伸ばし、経費を最小限に抑える

第6条 値決めは経営

第7条 経営は強い意志で決まる

第8条 燃える闘魂

第9条 勇気をもって事に当たる

第10条 常に創造的な仕事をすすめる

第11条 思いやりの心で誠実に

第12条 常に明るく前向きに、夢と希望を抱いて素直な心で

税金クイズ

国税のキャッシュレス納付のうち、全税目の納付が可能なものは、次のうちどれでしょうか？

- ① ダイレクト納付
- ② 電子納税
- ③ クレジットカード納付
- ④ スマホアプリ納付

【解説】

国税の納付については、現状、全体の約6割強が金融機関・税務署の窓口やコンビニにおいて現金で行われています。国税庁では、令和8年度までにキャッシュレス納付割合を5割とする目標を設定しており、決済手段の多様化やキャッシュレス化が進展する中、次のような納付手段を導入して、納税者の利便性向上を図っています。

・振替納税〔申告所得税及び個人事業者の

消費税のみ利用可能〕：振替依頼書を提出し、指定した預貯金口座からの口座引落しにより納付します。

- ・ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）〔全税目で利用可能〕：利用届出書を提出し、e-Taxで申告した後、簡単な操作で、即時又は期日を指定して預貯金口座からの振替により納付します。
- ・電子納税〔全税目で利用可能〕：e-Taxの利用開始届出書を提出し、ペイジー（Pay-easy）に対応した金融機関のネットバンキングやATMで納付します。
- ・クレジットカード納付〔全税目で利用可能〕：専用のWeb画面（国税クレジットカードお支払サイト）で、クレジットカード情報を入力して納付します。
- ・スマホアプリ納付〔全税目で利用可能〕：専用のWeb画面（国税スマートフォン決済専用サイト）で、利用可能なPay払いを選択して納付します。

正解は、①～④全部でした。

（出典：国税庁資料）

KEY WORD

為替差益・為替差損が生じた場合

外貨預金で、例えば1ドル100円の時に2万ドル分の外貨を預けて、1ドル120円の時に払い戻したら、 $(120円 - 100円) \times 2万ドル = 40万円$ の得をします。逆の場合は損になります。この利益や損失のことを「為替差益」、「為替差損」といいます。

為替差益は雑所得になりますが、年末調整の給与以外の所得が20万円以下であれば、確定申告をしなくてもよいことになっています。ただし、医療費控除や寄附金控除等を受けるために確定申告をする場合は、給与以外の所得が20万円以下でも、その所得を除外することはできません。

為替差損が生じた場合には、確定申告をする必要はありません。しかし、為替差損以外の雑所得（公的年金等）がある場合は、他の雑所得と為替差損を相殺できるため、為替差損についても確定申告の計算に含めた方がよいということになります。

消費税 車両の買い替え

事業用の車両を新車に買い替えた場合に、消費税の処理に悩まれる方も多いと思います。例えば、帳簿価額100万円の車を70万円で売却（下取り）し、現金230万円を足して、300万円の新車を購入したとします。簿価100万円の車を70万円で売却したわけですから、30万円の損をしたことになり、損だから消費税はかからないの

では、と考える方もおられるかもしれませんが、消費税は損益に関係なく売却額に課税されます。したがって、この場合は70万円が課税売上となります。所得税や法人税は「もうけ」に課税されますが、消費税は「譲渡額」に課税されますので、この点が大きな違いです。

一方、課税仕入は、現金を足した230万円ではなく、新車代金の300万円となります。